

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 地域森林計画の変更(林務課)
地域森林計画の決定()
保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)
生産事業者の登録()
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての
適否の決定(水産課)
都市計画の変更予定(二件)(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了()
選挙管理委員会の招集
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
平成十年七月十二日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者
の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書
の要旨の訂正
- ◇ 公 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始(管理課)
土地収用法による審理の開始()
平成十一年度第一回理容師学科試験等の実施(県民生活課)
- ◇ 雑 報

告 示

鳥取県告示第百号

森林法等の一部を改正する法律(平成十年法律第百三十九号)附則第二条第一項の規定に基づき、千代川森林計画区及び日野川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおり変更したので、同項においてその例によることとされる同法第一条の規定による改正後の森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第六条第五項の規定により告示する。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類及び関係図面を鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取、八頭、米子及び日野地方農林振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百一号

森林法等の一部を改正する法律(平成十年法律第百三十九号)附則第二条第二項においてその例によることとされる同法第一条の規定による改正後の森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおり立てたので、同法第六条第五項の規定により告示する。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類及び関係図面を鳥取県農林水産部林務課及び倉吉地方農林振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百二二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次の表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。
- 二 変更後の指定施業要件

次の表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

昭和三十九年五月二十七日付農林省告示第五百六十三号	八頭地域森林計画	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
昭和三十九年十一月十九日付農林省告示第千三百九十六号	米子地域森林計画	〃
昭和四十年三月十日付農林省告示第三百三十七号	日野地域森林計画	〃
昭和四十年三月二十二日付農林省告示第三百七十二号	鳥取地域森林計画	〃
	倉吉地域森林計画	〃
	米子地域森林計画	〃
	八頭地域森林計画	〃
昭和四十一年一月十九日付農林省告示第四十八号	日野地域森林計画	〃

昭和四十一年二月二十五日付農林省告示第百四十四号	八頭地域森林計画	米子地域森林計画
昭和四十一年三月四日付農林省告示第百八十九号	倉吉地域森林計画	〃
昭和四十一年八月十一日付農林省告示第八百九十一号	八頭地域森林計画	〃
昭和四十一年十月二十一日付農林省告示第千二百九十七号	倉吉地域森林計画	〃
昭和四十一年十一月十八日付農林省告示第千四百五十六号	日野地域森林計画	〃
昭和四十一年十二月二十八日付農林省告示第千六百四十四号	倉吉地域森林計画	〃
昭和四十一年十二月二十八日付農林省告示第千六百四十五号	米子地域森林計画	〃
昭和四十一年十二月二十八日付農林省告示第千七百四十二号	鳥取地域森林計画	〃
昭和四十二年四月七日付農林省告示第五百六十六号	日野地域森林計画	〃
昭和四十二年六月二十二日付農林省告示第九百八号	鳥取地域森林計画	〃
昭和四十二年七月一日付農林省告示第九百八十四号	倉吉地域森林計画	〃
昭和四十二年七月二十二日付農林省告示第千五十六号	八頭地域森林計画	〃

昭和三十二年八月十八日付農林省告示第千八百八十号	〃	
昭和三十二年九月十九日付農林省告示第千三百二十三号	米子地域森林計画	
昭和三十二年十一月十一日付農林省告示第千七百四十三号	鳥取地域森林計画	
昭和三十二年十二月二十八日付農林省告示第千九百六十六号	倉吉地域森林計画	
昭和三十二年二月十四日付農林省告示第百三十四号	鳥取地域森林計画	
昭和三十二年二月十四日付農林省告示第百三十五号	八頭地域森林計画	
昭和三十二年二月二十七日付農林省告示第百二十一号	〃	
昭和三十二年三月三十日付農林省告示第四百八十三号	鳥取地域森林計画	
昭和三十二年五月七日付農林省告示第六百二十七号	〃	
昭和三十二年六月十三日付農林省告示第八百三十三号	〃	
昭和三十二年十月十四日付農林省告示第千五百六十二号	倉吉地域森林計画	
昭和三十二年十月二十一日付農林省告示第千六百三十二号	鳥取地域森林計画	
昭和三十二年十月二十二日付農林省告示第千六百五十七号	日野地域森林計画	
昭和三十二年十月二十二日付農林省告示第千六百五十八号	八頭地域森林計画	

昭和三十二年十二月二十八日付農林省告示第千五百三十三号

鳥取地域森林計画

鳥取県告示第百三十三号

林業種苗法（昭和三十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 鳥取県第261号	生産事業者の氏名 岡田恵都子	生産事業者の住所 一 気高郡鹿野町 大字鷲峰七〇	生産事業の内容 種穂の採取並びに 幼苗及び木の育成	事業所の名称 岡田種苗園	事業所の所在地 気高郡鹿野町 大字鷲峰七〇一
------------------	-------------------	--------------------------------	---------------------------------	-----------------	------------------------------

鳥取県告示第百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項又は第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同法第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	東 加入区	漁業の区分
加入区	田後 加入区	
加入区	網代 加入区	
加入区	赤碕 加入区	
加入区	鳥取中央賀露 加入区	
加入区	田後 加入区	沖合底びき網漁業
加入区	境港 加入区	中小型いか釣漁業

鳥取県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十一年二月十九日から同年三月五日まで国府町役場（岩美郡国府町大字町屋三〇五一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十一年三月五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・六・四号立川瓢山線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

岩美郡国府町大字町屋字萬水河原及び字中瀬
削除する部分
岩美郡国府町大字町屋字川田及び字扇子田

鳥取県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成十一年二月十九日から同年三月五日まで倉吉市役所（倉吉市葵町七一九一五）、関金町役場（東伯郡関金町大字大鳥居一九三一一）、羽合町役場（東伯郡羽合町大字久留一九一〇）、東郷町役場（東伯郡東郷町大字龍島五〇〇）及び三朝町役場（東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成十一年三月五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市大字大谷字中尾、不入岡字一本榎、字明現、字大林、字高畑、字荒神畑、字宮ノ下、字堀、字湯ノ上、字中堀、字奥屋敷、字堂面、字鋤先、字弥次兵衛、字東前、字三反田、字垣ノ内、字新名原、字三度舞、字沢ベリ、字東畑、字大平ル及び字茅林、国府字北内、字屋敷、字東前、字櫛塚、字中屋敷、字宮ノ下、字塔堂寺、

字明現、字法花寺及び字上屋敷、国分寺字東畑、字雜シ、字雜シ畑、字屋敷、字上前田、字三反田、字六反田、字兵庫谷平、字下前田、字河原毛田及び字宮ノ谷、福光字今倉田、字北田、字屋敷、字平田、字城ノ内、字城ノ前、字代田、字木ヶ坪、字下石ノ子及び字上石ノ子、和田字野畑、字和田境、字東屋敷、字西屋敷、字井津尻、字北田、字東野尻、字上畑田及び字西門、和田東町字中島、字下畑田、字樋ノ外、字菱田、字池田、字向山及び字道和寺、馬場町、広栄町字広栄、大原字大開、字千町、字山ノ下、字裾ヶ谷、字松ノ木谷口、字宮ノ下、字儀瀬田、字清水、字六地藏、字屋敷通り、字寺ノ谷、字大門谷口、字上河原、字尾山、字池ノ尾口及び字井手口、北野字中庄路、字野ノ下夕、字上ミ野前、字八反田、字下河原、字前田、字屋敷、字大坪、字井手ノ上、字行留メ及び字水上並びに生田字西上河原、東伯郡関金町大字松河原字横峯、字若林、字下若林、字上番原、字京田及び字向田大字安保字黒谷、大字関金宿字佐野山、字唐鴨山、字唐鴨、字山ノ平一、字山ノ平二、字山ノ平三及び字寺屋敷、大字郡家字横路、字ズバヒ谷、字谷田、字法大神、字下高下、字堂附、字棚谷口、字隅ノ内、字出口、字中津、字牛尊口、字柚子ノ木、字向河内、字山根、字横垣及び字堂ノ本並びに大字山口字寺ノ前、字法大神、字屋敷、字新助、字家ノ前、字出畑、字塚根、字横路、字机原、字前田、字屋敷通、字上ミ前田、字上屋敷通及び字大山口、同郡羽合町大字赤池字古堂、大字田後字二ノ堀並びに大字長瀬字八町、字北寺屋敷及び字岸、同郡東郷町大字長和田字三通田並びに同郡三朝町大字今泉字岸ノ下、字上ノ山、字前田、字荒堀、字矢射谷口、字深沼、字戸尻、字畑田、字川上及び字石田、大字鎌田字深田、字前田、字堂ノ前及び字早稲田、大字余戸字新崎、字新宮、字村通、字深田、字杉縄及び字切立、大字吉田字石田、字境田、字水引口、字水引谷、字定田、字寺ノ前、字下屋敷、字掘り、字上ミ村通及び字宮ノ前、大字片柴字増野、字郷道、字別所、字空圧、字前田、字岡ノ前、字流滝、字岡、字上天滴、字天滴、字曲り田及び字五反田、大字坂本字山崎、字下逸散原、字鳥帽安岩、字砂休、字才ノ前、字丹波屋敷、字川ノ上、字小田、字蓬生、字坪谷、字上ミ河原、字寶大神、字清水田、字居護、字大田、字前垣、字家ノ上、字宮谷及び字市田並びに大字高橋字坂根

変更する部分

倉吉市北野字大石橋及び生田字西河原、東伯郡関金町大字大鳥居字新林峯、字新林、字下朝干、字崩橋、字ゴゴロ及び字八王子前、大字安歩字沓里塚、字宮ノ前及び字下大向並びに大字関金宿字柿ノ木田、字宮ノタワ、字ジャキ谷、字大坪、字茶山及び字茶山平、同郡羽合町大字字野字浜屋敷、字谷尻、字磯坪及び字下大田、大字橋津字根瀧及び字二ノ浜屋敷、大字長瀬字二ノ新川前、大字赤池字上通り、字本ノ土井及び字河端並びに大字田後字井尻並びに同郡東郷町大字門田字小五郎、字大藪、大字長江字沖代々、大字引地字頃木松、大字久見字京免、字大坪及び字樋ノ詰並びに大字田畑字山崎

鳥取県告示第七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成九年九月三日 鳥取県指令都計三一二第三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市大篠津町字桑ノ木
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市吉佐町一〇五四一一〇
藤間和雄

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

平成十一年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成十一年三月一日(月)午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 鳥取県知事及び県議会議員選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定による平成十年七月十二日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書について、田村耕太郎から訂正の報告があったので、同法第九十二条第一項の規定に基づき、平成十年十月鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号(平成十年七月十二日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨について)の一部を次のように訂正する。

平成十一年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

田村耕太郎第1回報告分3中
「4,500,000」を「3,460,000」に改める。
田村耕太郎第2回報告分3中

「主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	「主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)
田村耕太郎政策研究会	政治団体	600,000	田村耕太郎後援会	政治団体	14,007]
「今回計	「今回計	614,007]	「今回計	「今回計	3,460,000]
「前回計	「前回計	4,500,000]	「前回計	「前回計	4,074,007]
「総計	「総計	4,500,000]	「総計	「総計	4,074,007]

田村耕太郎第3回報告分3中

「主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	「主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)
田村耕太郎政策研究会	政治団体	18,871]	田村耕太郎政策研究会	政治団体	18,871]
「今回計	「今回計	18,871]	「今回計	「今回計	18,871]
「前回計	「前回計	4,500,000]	「前回計	「前回計	4,074,007]
「総計	「総計	4,500,000]	「総計	「総計	4,092,878]

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成11年2月19日

鳥取県収用委員会 会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事(青谷羽合道路(気高郡青谷町大字青谷字清水尻地内から東伯郡泊村大字園字濱山地内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成11年1月20日
- 3 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地				土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在 地 番	地 目		全筆の地積 (㎡)	収用の裁決手続を開始した土地の地積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所		
	土地登記簿上のもの	現 況							土地登記簿上のもの	実 測
東伯郡泊村大字小浜字大谷	460-9	山林	山林	373	373	373	次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井暁	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	なし

東伯郡 泊村大 字小浜 字大谷	460-10	山 林	山 林	63	63	63	次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井曉	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	
東伯郡 泊村大 字小浜 字小谷	483-2	山 林	山 林	440	440	440	次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井曉	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	
東伯郡 泊村大 字小浜 字ワラ 畑	652-2	山 林	山 林	1,029	1,029	1,029	次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井曉	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	
東伯郡 泊村大 字小浜 字池ノ ホヲ	664-12	山 林	山 林	736	736	736	次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井曉	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	

東伯郡 泊村大 字三ノ 大谷	678-2	山林	畑及び 山林	1,711	1,711	1,711	次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井暁	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	
東伯郡 泊村大 字小浜 字千速	398-2	山林	山林	2,766	2,766	2,766	賀須井長兵衛 又は次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井暁	東伯郡泊村大字小浜829 鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	
東伯郡 泊村大 字小浜 字二ノ 大谷	516-2	山林	山林	95	95	95	賀須井長兵衛 又は次の6名の共有 松本篤子 古中紀子 賀須井詢 竹内 寛 賀須井捷子 賀須井暁	鳥取市鍛冶町31 大阪市東淀川区東中島五丁目23-4-303 東伯郡泊村大字小浜824-1 神戸市須磨区高倉台八丁目24-3 倉吉市天神町807 倉吉市天神町807	なし	

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成11年2月19日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日 平成11年2月25日(木)午後2時
- 2 場所 倉吉市東鍛冶町2 鳥取県中部総合事務所新館第6会議室
- 3 件名 一般国道9号改築工事(青谷羽合道路(気高郡青谷町大字青谷字清水尻地内から東伯郡泊村大字園字濱山地内まで))及びこれに伴う農業用道路付替工事

雑 報

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定に基づき、平成11年度第1回理容師学科試験及び美容師学科試験を次のとおり実施する。

平成11年2月19日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 1 試験期日 平成11年4月18日（日）
- 2 試験会場 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県又は沖縄県のうち受験者が希望する都道府県の試験会場
- 3 試験科目
 - (1) 衛生法規大意
 - (2) 生理解剖学大意
 - (3) 消毒法
 - (4) 伝染病学（細菌学を含む。）大意
 - (5) 公衆衛生学大意
 - (6) 皮膚科学大意
 - (7) 物理及び化学（化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。）大意
 - (8) 理容理論大意（理容師試験に限る。）又は美容理論大意（美容師試験に限る。）
- 4 受験資格
 - (1) 理容師試験 改正法による改正前の理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第4項に定める者
 - (2) 美容師試験 改正法による改正前の美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第

4項に定める者

- 5 受験願書受付期間及び時間
平成11年3月24日（水）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成11年3月30日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。）
- 6 受験願書提出先
〒680-0832 鳥取市弥生町302-2 JTB鳥取ビル2階
- 7 受験手数料及び納付方法
受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 受験願書等配布場所
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
 - (2) 受験願書等配布期間及び時間
平成11年3月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の角形2号（縦332mm、横240mm）の返信用封筒を同封すること。
 - (3) 問い合わせ先
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
電話 0857-29-6086